

保護林制度改正について

保護林制度改正のポイント

保護林制度

保護林制度は大正4年に発足し、学術の研究、貴重な動植物の保護、風致の維持等の面で重要な役割を担い、これまで先駆的な保護制度として機能してきた。

平成元年に最終改正が行われ、原生的な森林生態系を保護する森林生態系保護地域をはじめとして7区分の保護林を設定し保護管理を実施している。

制度改正の趣旨

保護林制度の最終改正から四半世紀が経過し、この間、生物多様性保全に関する科学的知見・保護地域の管理手法は大きく進歩するなど保護林制度をめぐる状況は大きく変化した。

これに伴い保護林制度の見直しを行い、生物多様性の保全に配慮した、簡素で効率的な管理体制を再構築する。

保護林制度改正の検討経過

保護林制度等に関する有識者会議(林野庁)

【開催状況】

第1回（平成26年 6月17日）

- 国有林の現状及び諸制度について
- 保護林制度等の現状と課題について

第2回（平成26年 8月5日）

- 事例等発表
- 論点整理

第3回（平成26年10月14日）

- 事例等発表
- 保護林制度についてのこれまでの議論のまとめ
- 論点整理

第4回（平成26年12月16日）

- 保護林制度等に関する有識者会議におけるこれまでの議論の経過

第5回（平成27年 2月10日）

- 保護林制度等に関する有識者会議報告(案)

保護林制度等に関する有識者会議報告（平成27年3月25日）

林野庁長官通知の改正(9月28日発出)

保護林制度等に関する有識者会議(林野庁)

【構成】

(おおすみ かつひろ)

大住 克博

国立大学法人鳥取大学農学部 教授

(たなか ひろし)

田中 浩

独立行政法人森林総合研究所 研究コーディネータ

(つちや としゆき)

土屋 俊幸

国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院教授

(まつお かずとし)

松尾 和俊

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会 会長

(みやした ただし)

宮下 直

国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授

(よこやま りゅういち)

横山 隆一

公益財団法人日本自然保護協会 参事

(よねだ つよし)

米田 健

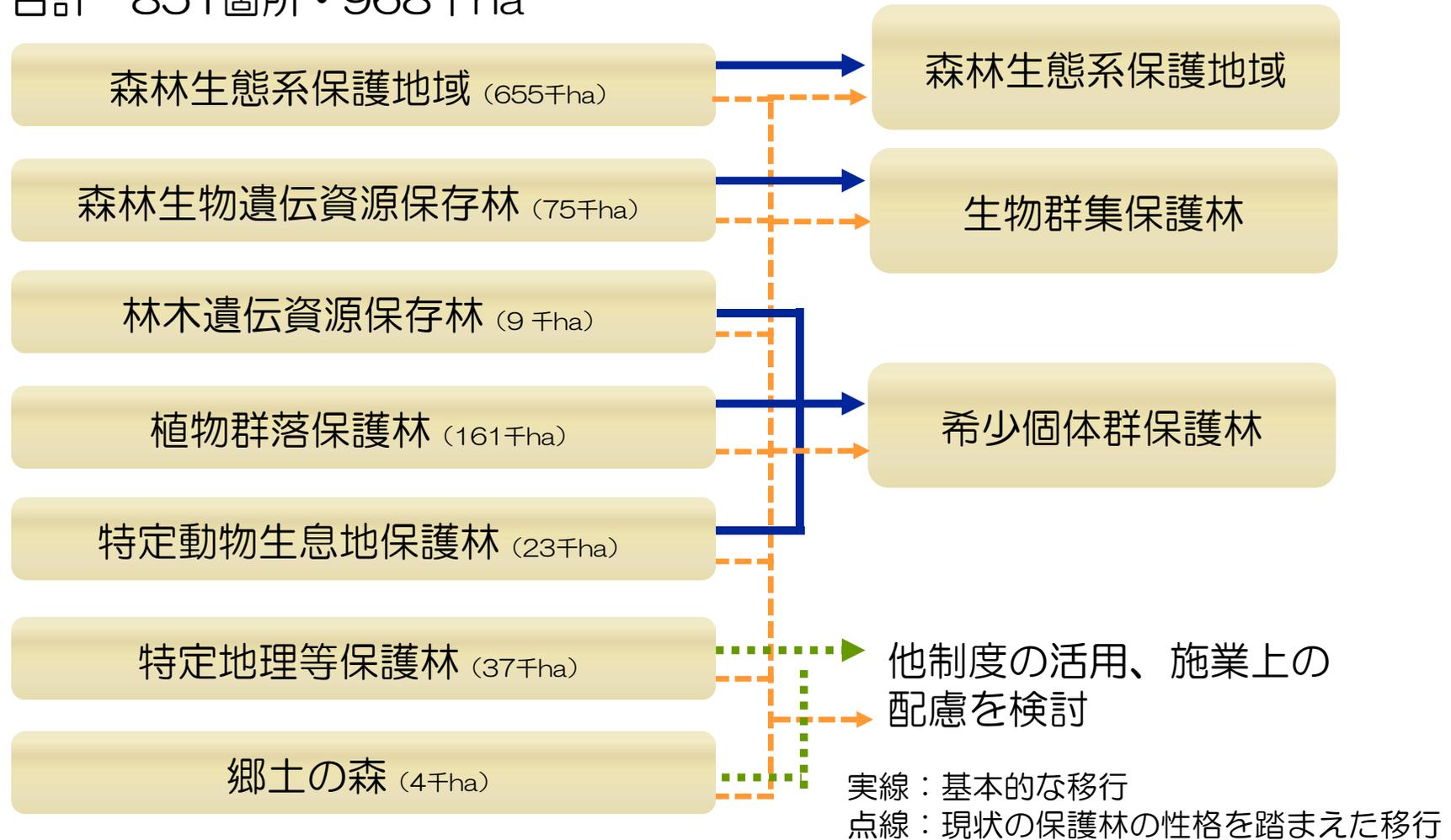
(座長) 国立大学法人鹿児島大学 名誉教授

(敬称略、50音順)

保護林制度の改正（管理体制の簡素・効率化）

1. 保護林区分の再構築

合計 851箇所・968千ha



2. 管理体制の再構築

①委員会の再編

既存の委員会を整理・統合し、一元的な管理委員会を立ち上げ

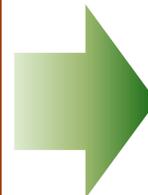
〇〇森林生態系保護地域設定委員会
▽▽森林生物遺伝資源保存林設定委員会
■ ■緑の回廊設定委員会
XXモニタリング委員会
※※希少種委員会



〇〇森林管理局
保護林管理委員会
※必要に応じて部会等を
設置

②モニタリング実施間隔の変更

全ての保護林について、原則として5
年に一度のモニタリング調査



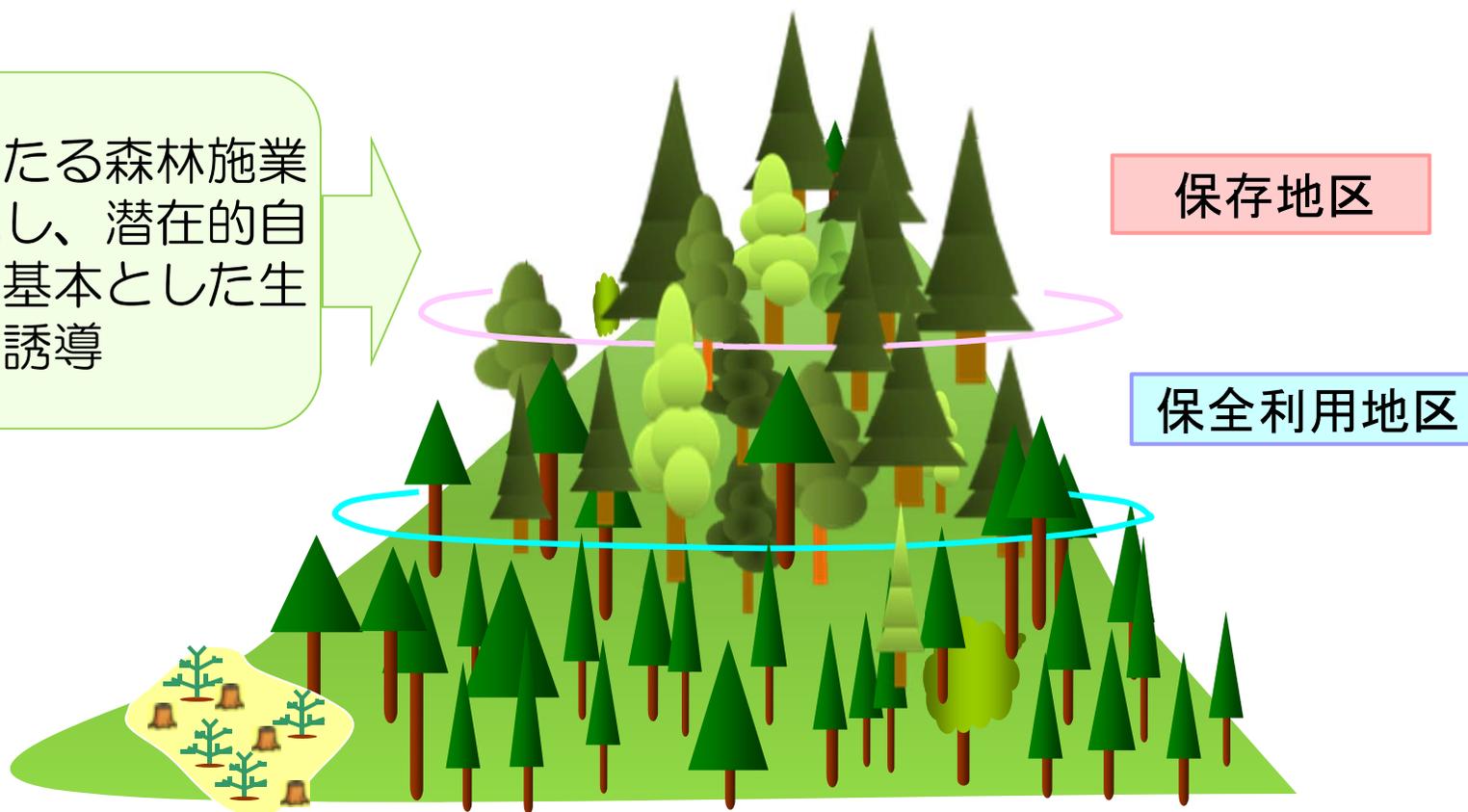
保護林の状況に応じて、
モニタリング実施間隔
を 5年未満、5年、
10年に変更

保護林制度の改正（生物多様性保全手法の高度化）

3. 復元の導入（生物群集保護林）

自立的復元力を失った森林を対象に、専門家の科学的知見に基づく意見をふまえつつ、長期にわたる森林施業等を実施

長期にわたる森林施業等を実施し、潜在的天然植生を基本とした生物群集へ誘導



4. 野生生物保全管理手法の導入 (希少個体群保護林)

① 人為による生息環境等の創出

一時的な裸地の出現等、遷移過程における攪乱が個体群の持続的な生息・生育に不可欠な場合には、森林施業により人為的に環境創出



イメージ：
管理委員会での検討をふまえ、生育地拡大を図るため、生育地に隣接する林分を伐採し、更新・増殖に適した光環境を創出

② 野生生物の存続に必要な個体群の集合体 (メタ個体群) の保全

消滅が懸念される個体群保全のため、周辺に存在する遺伝的関係性を持つ個体群、生育・生息地等を同一の保護林として一体的に保全

一体的に保全

消滅が懸念される個体群

遺伝的に関係性を持つ個体群

生育・生息地

更新適地

5. その他

① 国際基準への対応

原則として全ての保護林を国際基準として認知されている保護地域管理カテゴリーに分類した上で、国際的なデータベースへの登録を進める。

② 民有林との連携

民有林内に分散している国有林について、民有林において国有林と同等の管理水準が確保される場合には、分散している国有林の合算面積を保護林設定時の面積要件とする。

保護林制度の見直しスケジュールのイメージ

- 平成27年度前半に関係通達を改正。(本庁)
- 保護林見直しに係る作業(見直し後の保護林区分や作業工程を示す方針作成、一元的な設定管理委員会の設立運営、森林計画の変更等)を行う。(局)

	事項	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
本庁	通達改正等	有識者会議開催	通達改正 Q&A等整理		
局	一元的な委員会の設立※1 一元的な委員会の運営		人選 設立		
局	地域の合意形成※2				
局	計画変更※3		計画変更作業	計画変更作業	計画変更作業
局	計画反映※3			変更計画スタート	変更計画スタート

※1：既存の委員会等を廃止し、管内の保護林等を一元的に検討する管理委員会を設立。

※2：工程表の考え方に基づき、関係市町村、NPO団体、地域住民等と合意形成を促進。特に保護林を廃止するような場合は慎重な対応が必要。

※3：森林計画の変更により、28年度から順次森林計画に反映。